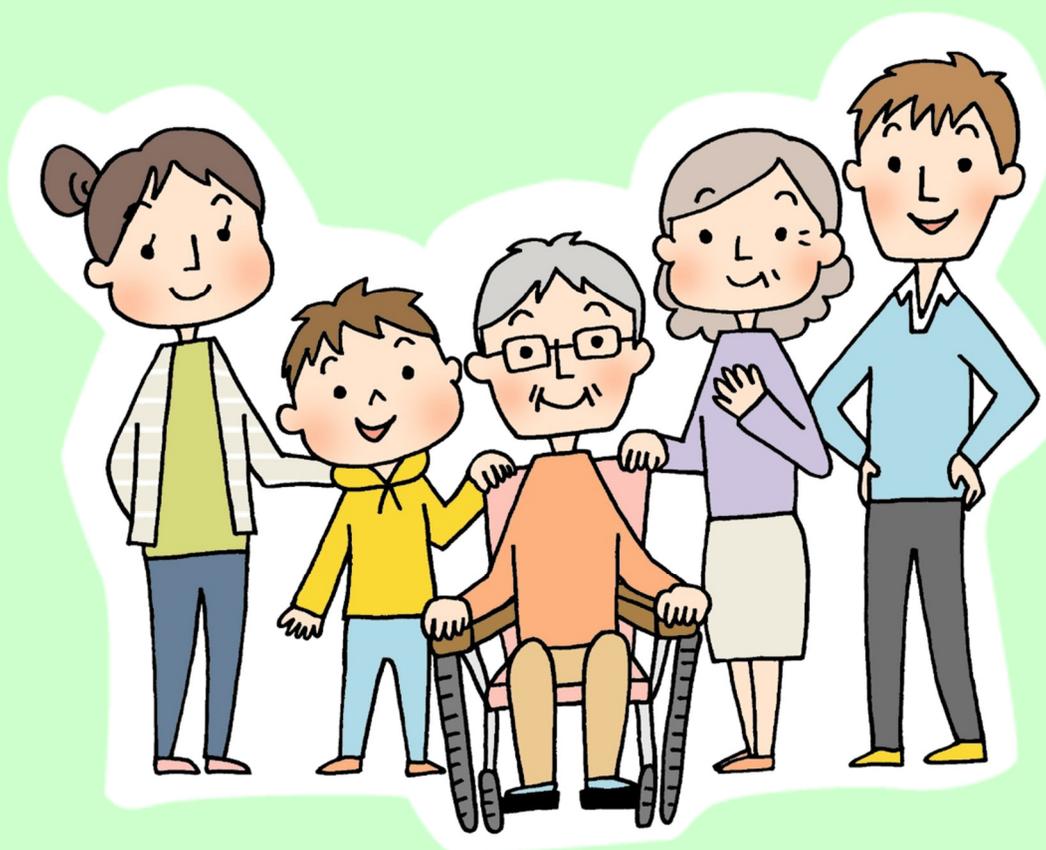


桂川町 第2期障がい者計画



概要版

平成29年3月
桂川町

計画策定の背景と趣旨

国においては、平成 25 年に「障害者基本計画（第 3 次）」（平成 25 年度～29 年度）が策定され、共生社会の実現に向けた、障がいのある人の自立と社会参加の支援などの施策の推進が図られています。

国の障害者基本計画の第 2 次計画（平成 15 年度～24 年度）から第 3 次計画の策定までには、「発達障害者支援法」、「障害者自立支援法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）」の制定、「教育基本法」、「障害者基本法」の改正、障害者自立支援法を改めた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」の制定などがなされ、障がいのある人をめぐる環境が大きく変化してきました。

このような国内法の整備を受けて、国は平成 26 年 1 月に「障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という。）」を批准し、その効力は同年 2 月 19 日に発生しています。

桂川町においては、「桂川町障害者計画」（平成 19 年度～28 年度）により、障がい者施策を推進してきました。

計画期間の満了と、国の制度改正や県の施策動向をはじめとした本町の障がいのある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、「桂川町第 2 期障がい者計画」を策定し、本町における障がい者施策の一層の推進を図ります。

計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に定める「市町村障害者計画」です。本計画では、障がいのある人の自立および社会参加の支援などについての施策の基本理念と基本目標を定めるとともに、求められる各施策の基本的な事項を示します。

本計画は、国の「障害者基本計画（第 3 次）」（平成 25 年度～29 年度）や「福岡県障害者長期計画」（平成 27 年度～32 年度）、また、桂川町における上位計画である「第 5 次桂川町総合計画」との整合を図りつつ、「桂川町障がい福祉計画」や「桂川町地域福祉計画」をはじめとする保健福祉関連の計画や、人権や教育、まちづくり、防災などの関連分野の計画などとも連携しながら推進するものとします。

「桂川町障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に基づくもので、障がい福祉サービスなどの確保に関する実施計画であるのに対し、本計画は、障がいのある人のための施策全般に関する基本的な事項を定めた計画で、桂川町における障がい者施策の推進のための行動指針となります。



計画の期間



本計画の期間は、平成 29 年度から平成 35 年度までの 7 年間とします。
ただし、社会状況の変化や法制度の改正など、また、関連計画などとの整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。
なお、第 3 期以降の期間は、6 年とし、障がい福祉計画（3 年）の見直し年度に中間評価と見直しを行っていきます。



基本理念



互いに理解し 支え合い ともに生きる

障がいの有無に関わらず、すべての人が安心していきいきと生活し、地域との“つながり”や、あたたかい“ふれあい”のなかで、地域社会の一員として、自分らしい生活を送ることのできる社会の実現をめざします。

そのためには、すべての障がいのある人について、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有すること、そして社会を構成する一員として社会・経済・文化・その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられることを確認し、さらに障がいを理由に差別することや権利を侵害することなく、町民一人ひとりが障がいおよび障がいのある人について正しい認識を持つことが大切です。

あわせて、基本的人権尊重の理念に立ち、障がいがある人もない人も同等な権利が得られるよう、さまざまな支援をすすめていくことが必要となります。

本計画を障がいのある人だけを対象とするのではなく、町民全員の計画と位置づけ、障がいのある人もない人も対等の権利を持ち、住み慣れた地域でともに生活し、社会に参加できるまちづくりをめざします。

桂川町障害者計画（平成 19 年度～平成 28 年度）では、上述のように基本理念を掲げ、「互いに理解し 支え合い ともに生きる」ことをめざして、桂川町における障がい者施策を推進してきました。

この基本理念は、普遍的なものとして第 2 期計画においても継承しながら、引き続き、障がい者施策をすすめていきます。





基本目標



基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の3つの柱を設定します。

権利を守っていきます

すべての住民が、障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされ、さらに、障がいのある人が、行政サービスなどでの権利を円滑に行使するため、適切な配慮を受けることができるよう、障がいのある人たちの権利を守っていきます。

自分らしい自立した生活を支援していきます

障がいのある人の生活支援のための基盤づくりをすすめ、自分らしい日常生活または社会生活を営むことや、保健や医療の面について安心感を持って地域社会での生活を続けていくことができ、また、仲間とともに働き、活動することで、生きがいを実感でき、さらに、災害時などにも強い不安を感じることなく、安全に安心して生活することができるよう、障がいのある人たちの自分らしい自立した生活を支援していきます。

社会参加の機会を充実していきます

適切な療育と教育の場や機会、地域での交流の機会、スポーツ・文化活動への参加の機会を充実させるとともに、バリアフリー化をすすめるなど、生活や活動の場が、障がいのある人にとって配慮された環境に整えられ、さらに、情報を手に入れたり、伝えたりすることを、より簡単で便利にしていくことで、障がいのある人たちの社会参加の機会を充実していきます。

基本
目標

1

権利を守っていきます

差別の解消および権利擁護の推進

施策の方針

すべての住民が、障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされる「共生社会」の実現をめざします。



具体的な施策

- ① 障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための取り組みをすすめます
- ② 障がいを理由とする差別の解消をすすめます
- ③ 障がいのある人の権利擁護のための取り組みをすすめます

行政サービスなどでの権利擁護のための配慮

施策の方針

障がいのある人が行政サービスなどでの権利を円滑に行使するため、適切な配慮を受けることができる「共生社会」の実現をめざします。

具体的な施策

- ① 役場における事務や事業のなかで存在する社会的障壁を除去します
- ② 選挙での障がいのある人に配慮した投票環境を整えます

基本 目標

2 自分らしい自立した生活を支援していきます

生活支援のための基盤づくり

施策の方針

障がいのある人の生活支援のための基盤づくりをすすめ、自分らしい日常生活または社会生活を営むことができる「共生社会」の実現をめざします。

具体的な施策

- ① 生活を支援する情報提供や相談支援体制を充実させるとともに、障がい福祉サービスなどによる生活支援の充実を図ります
- ② 施設に入所している人や入院中の精神障がいのある人の退院や地域移行を促進するための環境整備をすすめます

保健・医療サービスの充実

施策の方針

保健や医療の面について安心感を持って地域社会での生活を続けていくことができる「共生社会」の実現をめざします。

具体的な施策

- ① 適切な支援につないでいく障がいの早期発見体制の充実を図ります
- ② 障がいの原因となる疾病などの予防・治療をすすめ、健康管理を支援します
- ③ 障がいのある人や難病を抱える人が、身近な地域で保健・医療サービスやリハビリテーションを受けることができる施策や体制づくりをすすめます

■ ■ 雇用と就労の充実 ■ ■

施策の方針

仲間とともに働き、活動することで、生きがいを実感できる「共生社会」の実現をめざします。

具体的な施策

- ① 一般就労を希望する障がいのある人ができる限り就労でき、さらに就労が継続できるように支援します
- ② 一般就労が困難である障がいのある人に対しては、就労継続支援B型事業所などで就労し、活動できる取り組みをすすめます
- ③ 福祉的就労の場が充実したものになるように支援します

■ ■ 安全・安心対策の推進 ■ ■

施策の方針

災害時などにも強い不安を感じることなく、安全に安心して生活することができる「共生社会」の実現をめざします。

具体的な施策

- ① 安心できる地域生活のために、災害時における避難行動などの支援体制づくりをすすめます
- ② 障がいのある人が、財産権侵害となる悪徳商法などによる消費者トラブルに巻き込まれることがないように、被害防止のための取り組みをすすめます

■ ■ 療育と教育の充実 ■ ■

施策の方針

適切な療育と教育の場や機会を充実させ、また、学校教育施設のバリアフリー化をすすめることで、障がいのある子どもの社会参加が促進される「共生社会」の実現をめざします。

具体的な施策

- ① 就学前から就学期における相談支援体制の充実を図ります
- ② 療育の場や機会の充実を図ります
- ③ 障がいのある児童・生徒が、合理的配慮による必要な支援のもと、それぞれの特性に応じた十分な教育を受けることができるように努めます
- ④ 学校教育施設のバリアフリー化をすすめます

■ ■ 地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実 ■ ■

施策の方針

地域での交流の機会やスポーツ・文化活動への参加の機会を充実させ、障がいのある人の社会参加が促進される「共生社会」の実現をめざします。

具体的な施策

- ① 地域において、障がいのある人たちとの交流の機会を広め、理解を深めていく取り組みを支援します
- ② 障がいのある人が、円滑にスポーツやレクリエーション、文化活動などを行うことができるような環境整備をすすめます
- ③ 障がいのある人やその家族の団体の活動を支援します
- ④ 障がいのある人の社会参加を支援するボランティアの育成や活動を支援します

■ ■ 生活環境の整備 ■ ■

施策の方針

バリアフリー化をすすめるなど、生活や活動の場が、障がいのある人にとって配慮された環境に整えられることで、社会参加が促進される「共生社会」の実現をめざします。

具体的な施策

- ① 建築物、公共交通機関などのユニバーサルデザイン化、バリアフリー化をすすめるとともに、身体障がい者用の駐車スペースなどのマナーについてより一層強化します
- ② 障がいのある人が安全に安心して生活できる住環境の整備をすすめます

■ ■ コミュニケーションの支援 ■ ■

施策方針

情報を手に入れたり、伝えたりすることを、より簡単で便利にしていくことで、障がいのある人の社会参加が促進される「共生社会」の実現をめざします。

具体的な施策

- ① 情報提供のバリアフリー化をすすめます
- ② コミュニケーション支援の充実を図ります



市内ならびに関係機関との連携強化

障がいのある人や障がいのある子どもに関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、広範囲にわたっていることから、健康福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係各課との連携を取りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。さらに、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援をすすめます。

国や県、近隣市町との連携強化

計画の推進にあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国や県からの情報を収集しながら、制度の改正などの変化を踏まえて施策を展開していきます。さらに、計画を適切に推進し、目標を達成するために、国や県の補助制度などを活用するなど、必要な財源の確保に努めるとともに、適切な利用者負担制度など、障がいのある人に対する施策の一層の充実に向けて国や県への要望を行います。

さまざまな組織・団体との協働体制強化

障がいのある人やその家族の団体、地域活動や地域福祉活動を担う組織、障がい福祉サービス事業所、社会福祉協議会、保健・医療関係機関、教育関係機関、就労支援機関など、さまざまな組織・団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

また、町内で実施のないサービスや入所施設、専門的な知識を要するケースなど、広域的な対応が望ましいものについては、近隣市町との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

広報・啓発活動の推進

本計画に基づく施策を推進するためには、障がいのある人が受ける制限が社会のあり方との関係によって生ずるといふ、いわゆる「社会モデル」の概念や、一人ひとりの障がい特性や障がいのある人に対する配慮などへの住民、ひいては社会全体の理解が大変重要です。

行政はもとより、障がいのある人やその家族の団体、社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所などが連携し、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、地域社会における「心のバリアフリー」の実現をすすめます。

桂川町第2期障がい者計画 概要版

発行年月 平成29年3月

編集・発行 桂川町 健康福祉課 福祉係
〒820-0693 福岡県嘉穂郡桂川町大字土居 361 番地

TEL : 0948-65-0001

FAX : 0948-65-0078

E-mail : fukushi@town.keisen.fukuoka.jp

